

コーポレート・ガバナンス

■ 基本的な考え方

田辺三菱製薬は、企業理念「医薬品の創製を通じて、世界の人々の健康に貢献します」のもと、めざす姿「国際創薬企業として、社会から信頼される企業になります」を掲げています。これらの実現のため、経営の意思決定の効率性・迅速性を確保するとともに、社外取締役による監視・監督および監査役による監査体制の充実によって、経営の透明性・客観性の確保を進めることにより、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対する責任を果たし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを最重要課題と位置付けています。

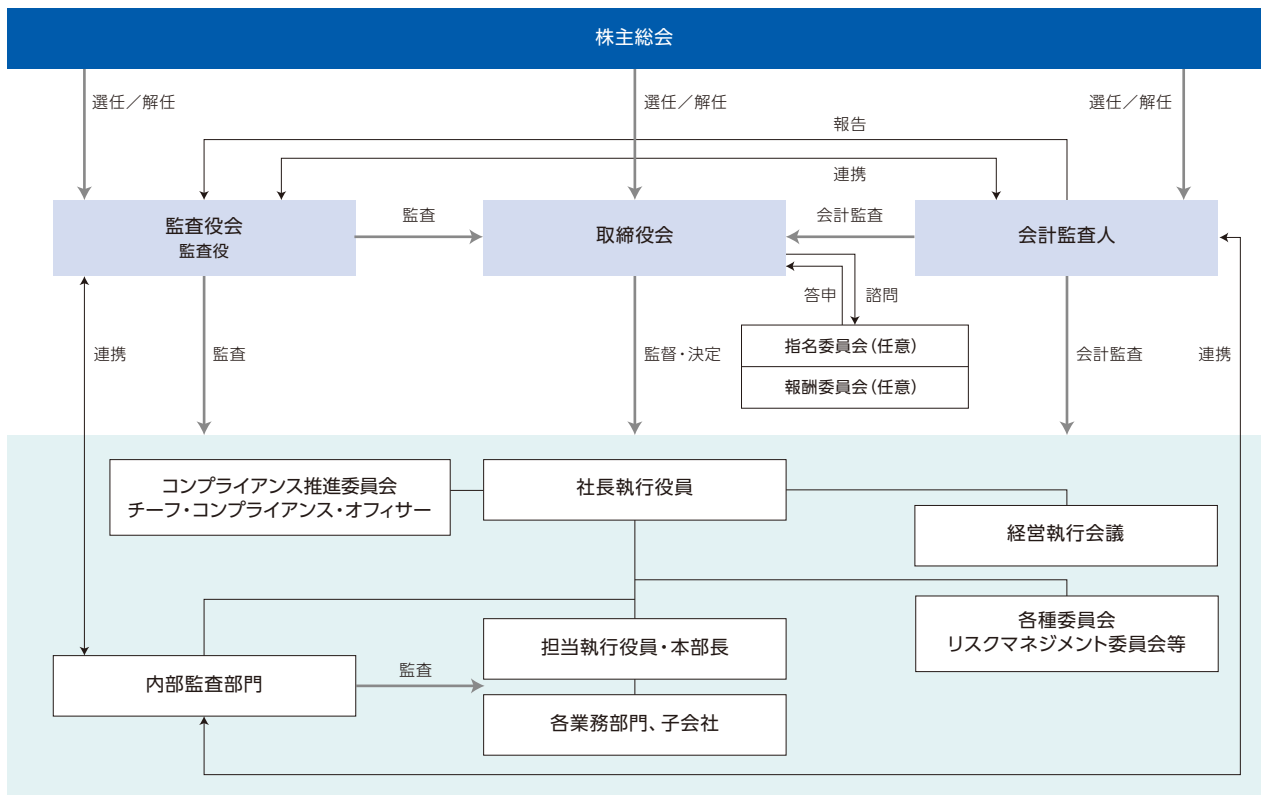
当社グループは、この基本的な考え方のもと、「田辺三菱製薬コーポレート・ガバナンス・ポリシー（以下、CGポリシー）」を定め、これに基づき、最適なコーポレート・ガバナンス体制の実現に継続的に取り組んでいきます。

WEB

「CGポリシー」については、下記をご参照ください。
https://www.mt-pharma.co.jp/company/pdf/cg_policy.pdf



コーポレート・ガバナンス体制図（2019年6月24日現在）



コーポレート・ガバナンス

■ 企業統治の体制

当社は監査役会設置会社であり、株主総会、取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置いています。さらに、取締役会の諮問機関として、役員指名、報酬に係る任意の委員会を設置しています。

組織形態	監査役会設置会社
定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
独立社外取締役の人数	3名

■ 概要

経営の意思決定および監督機能における透明性と客観性を確保するため、社外取締役3名を含む9名(男性9名、女性0名)で取締役会を構成し、月1回の定例の取締役会に加え、必要に応じて随時開催し、重要な業務執行に関する事項の決定を機動的に行っています。

また、取締役会では、取締役会の実効性についての分析・評価を年1回実施しているほか、社外取締役と監査役間の協議会などを通じ、取締役会をはじめとする企業統治の実効性向上に向けた議論および執行への助言を適宜行っています。2018年度においては、これらの機会において、海外グループ会社を含めたコンプライアンスやリスクマネジメントの強化、中期経営計画16-20の見直し、取締役会での報告内容、アライアンスやM&Aにおける意思決定プロセスなどに関する意見交換や役員研修を実施しました。

また、執行役員制度を導入することにより経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の役割分担を明確化し、迅速かつ効率的な経営を行っています。業務執行機能に関しては、社長執行役員を含む役付執行役員等を構成員とする経営執行会議を原則月2回以上開催し、取締役会決議事項の事前審議ならびに社長執行役員の意思決定を補佐するための審議・検討を行っています。

監査役会は、監査役5名(男性4名、女性1名。うち社外監査役3名)で構成しており、社外監査役には弁護士、公認会計士および大学教授を選任し、取締役の職務の執行の監査、会計監査、会計監査人の選解任や監査報酬に

係る権限の行使などの役割・責務を果たすにあたり、取締役会から独立した機関として客観的な立場から適切な判断を行っています。

さらに、役員指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役を委員長とし、過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名委員会および報酬委員会を設置、運営しています。

指名委員会においては、取締役、監査役および執行役員候補の選定・選任基準や各候補者の選定・選任につき、また、報酬委員会においては、取締役および執行役員の報酬制度の改正や個別報酬額案の決定につき、透明性・客観性ある審議を行ったうえで、取締役会に答申を行っています。

なお、当社は、社外取締役および社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を締結しています。

■ 現状の企業統治の体制を採用する理由

当社は、医療制度に基づく規制産業である製薬会社であり、その経営判断においては、薬事・薬業に係る深い知識と経験が求められます。このような状況のもと、取締役会については、製薬業界における豊富な業務経験と見識等を有する取締役に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を有する独立社外取締役を構成員とすることで、経営の意思決定および監督機能における透明性、客観性を確保する体制としています。また、監査役会については、製薬業界における業務、経営に係る経験と見識等を有する監査役に加え、財務・会計、法律、医療等の分野における経験と高い専門性を有する独立社外監査役を構成員とすることで、取締役会から独立した機関として客観的な立場から適切な監査を行うことができる体制としています。

以上の点から、現時点においては、監査役会設置会社が当社にとって最も実効性の高い企業統治体制であると認識しています。

■ 監査体制

監査役は、取締役会、経営執行会議などの重要会議に出席しているほか、取締役・執行役員および各部門からの職務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、主要な事業所や子会社の業務および財産の状況（法令等遵守体制およびリスク管理体制等の内部統制システムを含む）の調査により、業務執行を監査しています。また、国内関係会社監査役連絡会を開催し、情報共有と連携強化を行っています。

会計監査人との関係においては、監査の独立性と適格性を監視しながら、監査計画および監査方針の説明を受け、四半期ごとに監査実施内容とその結果を聴取し意見交換を行うとともに、必要に応じて、会計監査人の往査および監査講評に立ち会うほか、期末には「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」に関する説明を受けています。さらに、内部監査部門の監査計画、監査実施状況、監査結果に関して毎月定期的に意見交換を行うとともに、財務報告に係る内部統制システムの評価結果の報告を受けています。

また、当社は、独立性および専門性の高い監査体制の構築に努めており、社外監査役には法律専門家である弁護士および財務・会計の専門家である公認会計士を選任しています。

さらに、監査役の職務遂行のサポートを行うため、業務執行から独立した監査役室を設置し、専任のスタッフを3名配置しています。

内部監査に関しては、執行の各部門から独立した内部監査部門として監査室を置き、各執行部門における内部統制状況の監査を行っています。なお、2019年6月時点での監査室の人員は14名です。

会計監査人には、EY新日本有限責任監査法人を選任しています。なお、当社の会計監査業務を担当する公認会計士は3名であり、会計監査業務にかかわる補助者は、公認会計士18名、その他18名となっています。

■ 社外役員の選任

当社の社外取締役および社外監査役候補者の選定にあたっては、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて積極的に行動する者としています。

独立社外取締役については、期待される役割・責務を果たせる者としており、3名を選任しています。具体的な社外取締役の選任理由は、51ページの通りです。

社外監査役については、3名を選任しており、具体的な社外監査役の選任理由は、下表の通りです。

また、当社は、これら6名が当社の定める社外役員の独立性判断基準のほか、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしていることから、これら6名を独立役員として同取引所に届け出しています。

各社外監査役と当社との関係および選任理由

	当社との関係	選任理由
福田 正 社外監査役	弁護士法人第一法律事務所の代表社員、エクセディの社外監査役を務めていますが、同氏および同法人ならびに当社と当社との間には特別な利害関係はありません。	弁護士としての豊富な経験、高い見識等を有しており、これらの経験や知識を社外監査役としての職務を適切に遂行するために活かし、当社グループの持続的な成長とガバナンス体制の確立に寄与することができるかと判断し、社外監査役として選任しています。
榎 宏 社外監査役	榎宏公認会計士事務所の代表を務めていますが、同氏および同事務所と当社との間には特別な利害関係はありません。	公認会計士としての豊富な経験や専門的な知識等を有しており、これらの経験や知識を社外監査役としての職務を適切に遂行するために活かし、当社グループの持続的な成長とガバナンス体制の確立に寄与することができるかと判断し、社外監査役として選任しています。
丸 光恵 社外監査役	甲南女子大学の教授を務めていますが、同氏および同大学と当社との間には特別な利害関係はありません。	医療に関して豊富な経験や専門的な知識等を有しており、大学教授としての経験や知識、医療従事者としての視点を社外監査役としての職務を適切に遂行するために活かし、当社グループの持続的な成長とガバナンス体制の確立に寄与することができるかと判断し、社外監査役として選任しています。

コーポレート・ガバナンス

■ 役員報酬および監査報酬

当社では、当社グループの中長期的な業績に連動させるとともに、企業価値向上に向けた意欲を高めることのできる適切かつバランスの取れた取締役報酬制度とすることを基本方針としています。なお、当社は外部専門家による報酬調査などの客観的なデータや当社社員の報酬水準とのバランスなどを考慮し、報酬水準の決定を行っています。

業務執行を行う取締役の報酬体系は、「基本報酬」、短期業績に連動する「業績報酬」および中長期業績に連動する「株式報酬」で構成され、その割合は7:2:1としています。また、業務執行から独立した立場である非常勤取締役および監査役の報酬体系は、「基本報酬」のみで構成されています。

「業績報酬」は、中期経営計画の業績達成度に応じて金銭の給付がなされる業績連動型の報酬制度となっています。業績連動報酬に係る指標は、連結コア営業利益額としています。

「株式報酬」は、中期経営計画の業績達成度に応じて当社株式の交付がなされる業績連動型の報酬制度となっています。株式報酬に係る指標は、連結売上収益額および親会社の所有者に帰属する当期利益額としています。

取締役報酬に関する方針および取締役個人の報酬内容については、独立社外取締役を委員長とし、過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会で審議を経たうえで、取締役会決議により決定しています。2018年度における取締役および監査役に対する基本報酬は、下表の通りです。また、監査証明業務に基づく報酬として、当社および当社連結子会社から、それぞれ92百万円、8百万円をEY新日本有限責任監査法人に支払いました。

	基本報酬	対象人数
取締役(社外取締役を除く)	269百万円	7名
監査役(社外監査役を除く)	72百万円	2名
社外役員	55百万円	6名

■ 親会社等の企業グループとの取引等を行う際における少数株主の保護の方策

当社の親会社である三菱ケミカルホールディングス(MCHC)は持株会社であり、同社との間では、同社グループが有する人的および物的資源を最大限活用することを目的として、ノウハウの共有、ITシステム、グループネットワークなどの資産・設備の共同利用、人材交流、資金の預託等を行っていますが、当社の業績に大きな影響を与える可能性のある取引は行っておらず、今後もその予定はありません。

MCHCおよびMCHCグループ内の各社と取引を行う際には、当社株主全体の利益の最大化を図るべく、当社グループの企業価値向上を最優先して決定しています。

一般的な取引条件と同等であるかなど取引内容の妥当性や経済合理性について確認するとともに、重要性が高い取引については、当社グループや株主共同の利益を確保する観点から、複数の独立社外取締役を含む取締役会において十分な審議のうえ、承認を得て実施しています。